

監査報告書

6
令和5年6月18日

公立大学法人島根県立大学

理事長 山下 一也 殿

公立大学法人島根県立大学

監事 徳富 徳司 

監事 本家 泉衣 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第17期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容の概要

私ども監事は、令和5年度監査計画に基づき、経営委員会、理事会等の主要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から業務運営の報告を聴取し、関係者から業務処理の状況を調査しました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制が、適切に整備、運用されていることを認める。
- (3) 財務諸表は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (4) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (6) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。

- (7) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (8) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。なお、理事長・副理事長と法人の間には利益相反取引は認められない。
- (9) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

 日本経済連

 会長 岩本